

## 令和8年度三木浄化センター下水汚泥運搬及び処分業務（処分）仕様書

### 第1節 一般事項

#### （趣旨）

第1条 この仕様書は、三木浄化センター（以下「浄化センター」と言う。）の脱水汚泥の処分業務を適正かつ円滑に実施するため、業務の内容等を定めるものである。

#### （業務の履行義務）

第2条 受託者は、浄化センターにおいて発生した脱水汚泥を適切に処分できるよう、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号。以下「廃棄物処理法」という。）、契約書、仕様書、下水道維持管理指針（日本下水道協会）、その他関係書類に基づき、効率的、経済的かつ適正に業務を履行するとともに、業務の完了について、財政上及び法律上の全ての責任を負うものとする。

#### （業務の内容）

第3条 業務の内容は、次のとおりとする。

##### （1）脱水汚泥処分業務

脱水汚泥の最終処分（全量、焼成（セメント資源化）等再資源化（以下「再資源化」という）処理）業務又は中間処理（最終処分を再資源化処理するものに限る。）業務

##### （2）産業廃棄物管理票（マニフェスト）の記入及び委託者への送付

##### （3）業務完了報告書の作成

毎月、業務が完了した後、直ちに業務完了報告書を作成し、委託者へ送付しなければならない。業務完了報告書には「下水汚泥管理記録簿」を添付するものとする。

##### （4）下水汚泥管理記録簿の作成

中間処理（最終処分を再資源化処理とするものに限る。）業務を選択した受託者は、中間処理の対象とした下水汚泥の全量が、最終処分（再資源化）処理されたことを明らかにするため、下水汚泥の搬出から中間処理を経て最終処分に至る過程を、産業廃棄物管理票（1次、2次マニフェスト）と対照させた「下水汚泥管理記録簿」を作成しなければならない。また、委託者から産業廃棄物管理票（2次マニフェスト）の写しの提出を求められた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

#### （業務管理）

第4条 受託者は、いかなる場合でも業務に必要な従業員等を確保し、委託業務に支障を来さないよう努めるとともに、従業員の労務管理、安全管理、保健衛生管理等に十分注意を払わなければならない。

(関係法令の遵守)

第5条 受託者は、業務の履行に当たり、下水道法（昭和33年4月24日法律第79号。）、廃棄物処理法、関連各自治体の産業廃棄物処理等指導要領、その他関係法令を遵守し、業務の円滑な進行を図り、誠実かつ完全な履行をするとともに、これらの法令等の適用運営は、受託者の負担と責任において行わなければならない。

(労働関係法規の遵守及び適正な雇用条件の確保)

第6条 受託者は、業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号。）、労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号。）ほか労働関係法規を遵守するとともに、従事労働者に係る適正な雇用条件の確保に努めなければならない。

(安全管理)

第7条 受託者は、業務の履行に当たり、常に細心の注意を払い労働安全衛生法、関係法令等を遵守し、公衆及び従業員の安全を図るとともに、もし、人身事故などが発生した場合は、速やかに委託者に報告しなければならない。

(事故防止)

第8条 受託者は、火気の取扱い、関係者以外の立入りについて十分注意し、事故のないよう努めなければならない。

(緊急事態発生時の処置)

第9条 受託者は、大雨、台風、地震等災害、重大事故等の緊急事態に備えて非常呼び出しに応じられる連絡体制を確立し、所要の人数を直ちに現場に配置し、応急処理その他適切な処置がとれるよう準備をしておかななければならない。

(報告)

第10条 受託者は、処分業務の履行に当たり、車両や施設、設備の故障、事故等不測の事態が発生した場合は、直ちに委託者に報告しなければならない。

(検収)

第11条 業務対象の脱水汚泥数量の検収は、委託者と収集運搬業務の受託者の立会の下に、浄化センターに設置している脱水汚泥貯留ホッパ重量計の指示値を記載した産業廃棄物管理票（1次マニフェスト）によるものとする。

2 本業務の履行確認は、産業廃棄物管理票（1次マニフェスト）E票及び業務完了報告書に基づいて行う。

(産業廃棄物管理票)

第12条 委託者は、脱水汚泥の処分の都度、産業廃棄物管理票（1次マニフェスト）に必要な事項を記入して受託者に交付する。

(資格を要する業務)

第13条 受託者は、法令等で規定する資格を必要とする業務には、常時有資格者を従事させなければならない。

(処分時の留意事項)

第14条 受託者が処分する脱水汚泥は、産業廃棄物であり処分の方法は再資源化处理又は中間処理（最終処分を再資源化处理するものに限る。）とする。

(受託者の責任)

第15条 脱水汚泥の処理施設の維持管理は、関係法令を遵守し適正な処分が行えるよう万全を期さなければならない。

2 受託者は、収集運搬に関する業務の指揮、監督を負わなければならない。

(疑義等の解釈)

第16条 受託者は仕様書に定める事項について疑義等が生じた場合は、両者協議の上、決定する。

## 第2節 特記事項

(処分の条件)

第17条 処分の条件は、次のとおりとする。

|                   |                                                              |
|-------------------|--------------------------------------------------------------|
| 廃棄物の種類            | 汚泥（未消化脱水汚泥）<br>※特定管理廃棄物には該当しない。<br>含水率80％程度<br>脱水には高分子凝集剤を使用 |
| 汚泥発生量             | 19 t /月程度                                                    |
| 汚泥搬出量             | 搬出予定数量 225 t /年<br>搬出予定回数 30回/年 1回あたりの搬出予定量7.5 t /回          |
| 契約期間（1）           | 令和8年2月1日から令和9年3月31日まで                                        |
| 汚泥搬出期間（2）         | 令和8年2月1日から令和9年1月31日までのうち、委託者が指定する日で、原則2～3日/月                 |
| 処分業務の履行を確認する期間（3） | （2）の期間内に搬出された汚泥の処分が完了するまで                                    |

(契約後提出書類)

第18条 受託者は、本業務において次の関係書類を提出しなければならない。

(1) 委託業務着手時に提出する書類

業務実施計画書

①脱水ケーキの資源化フロー図

②処理設備概要(機器能力の記載されているもの)

その他監督員の指示による必要な書類

(2) 委託期間中に提出する書類

毎月末時点で完了した処分業務における産業廃棄物管理票（マニフェスト）及び業務完了報告書（下水汚泥管理記録簿を含む）

その他監督員の指示による必要な書類

(3) 委託業務完了時に提出する書類

委託業務写真

① 処理設備への受入状況（初回のみ）

② 再資源化処理工程（初回のみ）

その他監督員の指示による必要な書類

# 令和8年度三木浄化センター下水汚泥運搬及び処分業務

## 位置図

